



市税



個人市民税

市民税には個人が負担する「個人市民税」と、法人等が負担する「法人市民税」があります。

個人市民税と個人県民税を合わせたものを「個人住民税」といい、まとめて市に納めます。

$$\text{個人市民税} + \text{個人県民税} = \text{個人住民税}$$

▶ 年税額

均等の額によって負担する均等割と前年中の所得金額に応じて負担する所得割で年税額が決まります。

$$\text{均等割} + \text{所得割} = \text{年税額}$$

均等割

均等割額＝
5,700円（うち県民税2,200円、市民税3,500円）

所得割

所得割額＝
 $\frac{\text{所得金額} - \text{所得控除額}}{\text{課税所得金額}} \times \text{税率} - \text{税額控除額}$
税率は10%（市民税6%、県民税4%）

▶ 市民税を納める方（納税義務者）

1月1日現在、大田原市内に住所があり、前年中に一定額以上の所得があった方

固定資産税

問 2階 税務課 資産税土地係

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在で市内に土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）を所有している人に、毎年4月1日から始まる年度の税金を、その価値に応じて負担していただくものです。

問 2階 税務課 市民税係 ☎0287-23-8725

▶ 納税の方法

普通徴収

営業、農業、不動産所得者等は、市役所から納税者に直接通知された納税通知書によって、6月・8月・10月・12月の年4回の納期に分けて納税します。

なお、直接金融機関や市役所に出向くことができない方のために、口座振替の取り扱いもおこなっております。

給与特別徴収

給与所得者には、市役所から給与の支払者（勤め先）を通じて特別徴収税額通知書により通知されます。

給与支払者は、6月から翌年5月までの年12回に分けた税額を、納税者の給与から天引きし、納税者にかわって翌月の10日までに市に納めます。

なお、年の途中で退職し、未納の税額がある場合には、届出により退職時一括納付または普通徴収に切り替えをおこないます。

年金特別徴収

4月1日現在、65歳以上となっている方で、公的年金に係る所得から市県民税が課税される場合、年金支払者が年金の支払の際に市県民税を天引きし、納税者にかわって市に納めます。

☎0287-23-8726 資産税家屋係 ☎0287-23-8864

▶ 納税義務者

毎年1月1日現在で、市内に固定資産を所有している人

▶ 税額の計算

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率}(1.4\%)$$



▶ 課税標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。なお住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や土地についての負担調整措置が適用される場合には、この課税標準額は価格よりも低く算定されます。

固定資産の価格は、土地と家屋については、総務大臣が定める固定資産評価基準に基づいて基準年度(3年ごと)に評価替えを行い、原則として3年間据え置かれます。

償却資産については、毎年、個々の資産の取得価格または前年度評価額をもとに評価を行い、原則としてこの評価額が課税標準額となります。

免税点

市内に同一の方が持っているそれぞれの資産ごとの課税標準額の合計額が次の金額に満たない場合には、その資産の固定資産税はかかりません。

- 土地 30万円
- 家屋 20万円
- 償却資産 150万円

▶ 申告

償却資産の申告

償却資産とは、会社や個人で工場・商店等の事業を営んでいる方が、その事業のために所有している構築物、機械装置、船舶、車両、運搬具、工具、器具、備品等の事業用資産をいいます。

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の資産の状況について、1月31日までに申告しなければなりません。



都市計画税



2階

税務課 資産税土地係

☎0287-23-8726

資産税家屋係

☎0287-23-8864

都市計画税は、住み良い街づくりのための都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用の一部を負担していただくための目的税で、条例で定める区域内の土地・家屋に対してかかる税金です。

▶ 納税義務者

条例で定める区域内に所在する土地・家屋の所有者です。(固定資産税において免税点未満の資産には都市計画税も課税されません。)

住所変更について

住所を変更されると納税通知書が届かなくなる場合があります。市外で住所を変更したとき、または市外から大田原市に転入されたときは税務課資産税土地係または資産税家屋係までご連絡ください。

未登記家屋の所有者の変更について

建物登記簿に登録されていない家屋の所有者を変更した場合は、「未登記家屋の所有者変更届」を税務課資産税家屋係へ提出してください。

家屋の滅失について

家屋を取り壊されたときは、税務課資産税家屋係へご連絡ください。

▶ 家屋の固定資産税

課税になる家屋について

住宅や店舗等の建物はもちろんのこと、物置や車庫等も3面以上の外壁があり土地への定着性(基礎)、外気分断性(屋根や外壁)、用途性(使用目的による)の要件を満たせば課税の対象となります。

たとえば、ホームセンター等で購入した物置等も基礎の構造によっては課税対象となりますので、設置する際、判断に迷う場合は事前にご確認ください。

家屋調査について

家屋を新築・増改築された場合には、家屋を評価するために職員が家屋調査に伺います。家屋が完成した年に実施しますので、ご協力ください。

▶ 税額の計算

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率}(0.2\%)$$



課税標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。なお住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や土地についての負担調整措置が適用される場合には、この課税標準額は価格よりも低く算定されます。

固定資産の価格は、土地と家屋については、総務大臣が定める固定資産評価基準に基づいて基準年度(3年ごと)に評価替えを行い、原則として3年間据え置かれます。

免税点

市内に同一の方が持っているそれぞれの資産ごとの課税標準額の合計額が次の金額に満たない場合には、その資産の都市計画税はかかりません。なお、償却資産には都市計画税は課税されません。

- 土地 30万円
- 家屋 20万円

納税

固定資産税と併せて納税通知書等を通知いたしますので、納期限までに納めてください。

軽自動車税(種別割)

問 本2階 税務課 税制係 ☎0287-23-8785

納税義務者

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在で原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車を所有している方に年税で課税されます。年度の途中(4月2日以降)に取得した場合、その年度は課税されません。

登録、廃車等の手続き

登録、廃車等の手続きについては、下表のとおりです。
本人確認をいたしますので、窓口に来た方は免許証等の身分証明書をご提示ください。

車種	手続き場所	必要なもの	
原動機付自転車 小型特殊自動車	大田原市役所 経営管理部 税務課 大田原市本町1-4-1 ☎23-8785 黒羽支所および湯津上支所 ※ミニカーの登録は本庁舎のみ	登録	・販売、譲渡、廃車証明書等 車名、車台番号、排気量がわかるようにしてください。
		廃車	・標識(ナンバープレート) 紛失、破損等の場合は弁償金200円がかかります。 ・標識交付証明書(なくても可)
二輪の軽自動車 二輪の小型自動車	栃木運輸支局 宇都宮市八千代1-14-8 ☎050-5540-2019	必要な書類は、左記の窓口へお問い合わせください。	
軽自動車 (三輪および四輪)	軽自動車検査協会 栃木事務所 宇都宮市西川田本町1-2-37 ☎050-3816-3107	必要な書類は、左記の窓口へお問い合わせください。	

国民健康保険税

問 本2階 国保年金課 賦課係 ☎0287-23-1120

国民健康保険(国保)税は、国保制度を運営していくもっとも大きな財源です。

国民健康保険の加入者は、給付を受ける権利と国保税を納める義務があります。

国民健康保険税の納税義務者

世帯主を納税義務者として、世帯単位で計算した税額を課税します。

世帯主が後期高齢者医療保険や社会保険等に加入していても、その世帯の中に国保加入者がいれば、世帯主に課税されます。

災害等、特別な事情で国保税の納付が困難な場合は、税務課徴収対策係(☎23-8703)へ相談してください。

社会保険を離脱し国民健康保険に加入する手続きを忘れてしまうと、その期間の医療機関窓口で支払う医療費は、全額自己負担となります。

また、加入の手続きが遅れると、国保税を遡って納付することになりますので、ご注意ください。

国民健康保険税の税額

世帯の年間国保税額は「所得割額」と「均等割額」を合計した額になります。

所得割額	前年中の所得に応じて計算されます。
均等割額	国民健康保険の加入者に応じて計算されます。

▶ 国民健康保険税の減免

減免

国保税が減額となる制度です。次の要件に該当する方は、国保税の納付が困難なときに、該当する場合があります。減免の対象になる国保税は納期が来ていないものに限ります。市への減免申請が必要となります。詳しくは、国保年金課賦課係へお問い合わせください。

1	本年度中に天災、その他の災害を受けた世帯
2	貧困により、公私の扶助を受けている世帯
3	被用者保険の被扶養者であった方のいる世帯
4	疾病・事業不振・廃業・失業により、本年の合計所得が前年の合計所得より30%以上減少し、かつ、前年の合計所得が400万円以下の世帯

▶ 国保税を長い間滞納すると…

納期限を過ぎると

税務課から督促状が送られてきます。

延滞金が加算される場合があります。

国保の被保険者証を返還していただき、「短期被保険者証」が交付されます。

短期被保険者証とは…

有効期限が短い被保険者証で、期限切れごとに交付のため窓口へ行くことになり、そのつど国保税の納付が求められます。

1年以上滞納すると

「被保険者資格証明書」が交付されます。

保険証がなくなるので、医療費の負担がいったん全額負担となります。

被保険者資格証明書とは…

国保の資格があることだけを証明するものです。

※資格証明書交付世帯に属する高校生以下の子どもについては、「短期被保険者証」を交付します。

1年6か月以上滞納すると

保険給付が一時差し止められます。

※特別な事情(災害・病気・失業等)により国保税の納付が困難なときは、税務課徴収対策係(☎23-8703)へ相談してください。

各種証明書等の発行(税務課関係)

問 2階 税務課 税制係 ☎0287-23-8785

▶ 主な市税に関する証明

	証明	手数料	注意事項
資産に関する証明	資産評価証明(土地・家屋)	1件300円	・1件は5筆(棟)以内 ・1件増すごとに100円加算 ・相続の場合には、54ページの「窓口で申請するときに必要なもの」を参照してください。
	資産公課証明(土地・家屋)	1件300円	・1件は5筆(棟)以内 ・1件増すごとに100円加算 ・相続の場合には、54ページの「窓口で申請するときに必要なもの」を参照してください。
	課税台帳無登録(無資産)証明	1件300円	
	住宅用家屋証明	1件1,300円	住民票等の添付書類が必要となりますので、ご不明な点は税務課までお問い合わせください。
税に関する証明	所得証明	1件300円 コンビニ交付は 1件200円	所得額、所得内訳を記載(児童手当用は児童手当申請に必要な事項を記載)
	課税証明	1件300円	所得額、所得内訳、市県民税額を記載
	非課税証明	1件300円	所得額や市県民税額等金額の記載はありません。
	住民税決定証明	1件300円 コンビニ交付は 1件200円	所得額、所得内訳、市県民税額、所得控除内訳、扶養人数を記載
	納税証明	1件300円	税目および年度ごとに税額、納付済額、未納額等を記載
	車検用納税証明	無料	本人以外の方が窓口に来られる際は、車検証(コピー可)をご持参ください。
	法人所在証明	1件300円	

▶ 交付、閲覧、複写

内容		手数料
交付	電子計算機により作成した地番図	1枚300円
	申告用名寄公課資料	無料
閲覧	地番図および旧公図等	1人1時間まで300円 (1時間を超えるごとに300円加算します。)
複写	名寄帳および申告書等	1件300円

▶ 窓口で申請するときに必要なもの

個人が申請する場合

- 窓口に来た方の本人確認のため、運転免許証や保険証等(顔写真がないものについては2つ以上必要)
- 代理の方が申請する場合は、本人からの委任状(大田原市内で同じ世帯の親族の場合、委任状は必要ありません)
- 相続人の場合、被相続人との関係が分かる戸籍謄本等(大田原市内で、被相続人と同じ世帯の親族の場合、戸籍謄本等は必要ありません)
- 相続人の代理の方が申請する場合は、相続人からの委任状と被相続人と相続人の関係がわかる戸籍謄本等

法人が申請する場合

- 法人の代表者登録印
- 代表者登録印が持参できない場合は、代表者登録印が押印されている申請書または委任状
- 法人所在証明、住宅用家屋証明については委任状は必要ありません。



口座振替について



問 本2階 税務課 収納管理係

☎0287-23-8639

市税の納付は、便利で安心な口座振替をご利用ください。納期ごとに指定の預貯金口座より自動的に納付される制度です。各納期限日までに金融機関や市役所に出向く必要がなくなりますので、日中忙しい方や不在がちの方には大変便利な制度です。

口座振替できる税金等

- 市県民税
 - 固定資産税・都市計画税
 - 軽自動車税(種別割)
 - 国民健康保険税
 - 介護保険料
 - 後期高齢者医療保険料
- ※特別徴収義務者で市県民税特別徴収の口座振替をご希望の方は、税務課までご連絡ください。

口座振替ができる金融機関

- 足利銀行 ● 栃木銀行 ● 大田原信用金庫
- 白河信用金庫 ● 烏山信用金庫 ● 那須信用組合
- 那須野農業協同組合 ● ゆうちょ銀行(郵便局)

申し込みに必要なもの

- 納税通知書 ● 預貯金通帳 ● 通帳届出印鑑

申込方法

市内の上記金融機関窓口にて備えてある「大田原市公金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、届出印を押して各金融機関窓口にて提出してください。市外の方で申し込みを希望される方には、依頼書を送付いたしますので、ご連絡ください。



納付の場所



問 本2階 税務課 収納管理係

☎0287-23-8639

納付書で納付する場合は、納期限内に次の場所で納付してください。

- 1 大田原市役所・湯津上支所・黒羽支所・両郷出張所・須賀川出張所
 - 2 下記の金融機関の本店・支店(出張所)

足利銀行	栃木銀行
大田原信用金庫	烏山信用金庫
白河信用金庫	那須信用組合
那須野農業協同組合	
 - 3 ゆうちょ銀行・郵便局(栃木・茨城・群馬・千葉・埼玉・東京・神奈川・山梨)
- ※指定以外の金融機関で納付すると手数料を請求される場合があります。
- ※納期限内に限る。

- 4 下記のコンビニエンスストア等

MMK設置店	くらしハウス	スリーエイト	生活彩家
セイコーマート	セブンイレブン	タイエー	
デイリーヤマザキ	ニューヤマザキ	デイリーストア	
ハセガワストア	ハマナスクラブ	ファミリーマート	
ポプラ	ミニストップ	ヤマザキデイリーストア	
ヤマザキスペシャルパートナーシップ	ローソン		
ローソンストア100	PayPay	LINE Pay	
- ※コンビニエンスストアでは、下記の納付書はお取扱いできません。
- ア コンビニ仕様のバーコードのないものおよび1枚の納付額が30万円を超えるもの
 - イ 納期限を過ぎたもの